

優秀環境装置表彰制度実施要綱

昭和50年 6月 4日 制定

平成 7年12月18日 改定

平成10年11月11日 改定

平成12年11月17日 改定

平成18年11月27日 改定

社団法人 日本産業機械工業会

1. 制度の目的

近年、一段と多様化しつつある国内及び地球環境規模での環境問題に対処するため優秀な環境装置を選定し、その開発・製造事業者及び開発に携わった主たる開発者を顕彰することにより、環境保全技術の研究・開発及び優秀な環境装置の普及の促進を図り、地球環境の保全に資することを目的とする。

2. 募集方法

応募要項を作成し、社団法人日本産業機械工業会のホームページ及び新聞紙上等による発表をもつて行う。

3. 募集対象分野

募集対象分野は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 次に掲げる環境装置(これらに関する技術を含み、移動発生源に係るもの及び環境測定機器類を除く(以下同じ))であって、実証プラントを含め原則として6ヶ月以上順調に稼働しているものであること。
 - (A) 大気汚染防止装置
 - (B) 水質汚濁防止装置
 - (C) 廃棄物処理装置(再資源化装置)
 - (D) 騒音・振動防止装置
 - (E) 悪臭処理装置
 - (F) 土壌・地下水汚染修復装置
 - (G) その他地球環境保全に関する装置

4. 応募申請

- (1) 応募申請者は、第3項に示す環境装置を開発・製造する者、企業又はその他の団体とする。
- (2) 2者以上で共同して開発を行った場合は、共同申請とすることができる。

但し、いずれかの1者が単独で申請する場合、他の共同開発者の同意を得なければならない。
- (3) 過去に申請し、受賞に至らなかった装置についても、著しい改良を加えた装置は再申請することができる。

5. 審査方法

- (1) 表彰対象の選考は、優秀環境装置審査委員会が行うものとする。
- (2) 審査委員会は、前項の選考を行う場合には、次に掲げる事項について審査する。
 - (A) 当該環境装置は、独創性が高いこと。(技術導入等に基づくものにあつては、独創的な改善が加えられている場合に限る)
 - (B) 当該環境装置は、優れた性能を有し、耐久性・安全性に富み、かつその維持管理が容易であること。
 - (C) 当該環境装置は、製造及び稼働上経済性が高いこと。(省資源、省エネルギー、省スペースの効果を有するものを含む)
 - (D) 当該環境装置は、将来普及性が高いこと。(海外への技術移転により、地球環境問題の解決に寄与する可能性の高いものを含む)

6. 表彰の方法

- (1) 次に掲げる各賞の受賞装置の開発・製造事業者に対し賞状及び記念品を授与する。
 - 経済産業大臣賞
 - 産業技術環境局長賞
 - 中小企業庁長官賞
 - 社団法人日本産業機械工業会会長賞
- (2) 前項の 経済産業大臣賞 産業技術環境局長賞 中小企業庁長官賞の受賞装置については、当該受賞装置の開発に携わった主たる開発者に対し、社団法人日本産業機械工業会会長より賞状及び記念品を授与する。